

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同		宮	原	清
同		川	合	隆
同		宇	留	間
			又	衛
			門	

29千総総第580号  
平成29年10月27日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様  
同 宮 原 清 貴 様  
同 川 合 隆 史 様  
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号及び第10号、平成28年度監査報告第9号、第11号及び第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 財政援助団体</p> <p>ア 千葉市公衆浴場組合</p> <p>(イ) 補助金の額の確定審査を適正に行うべきもの（保健福祉局健康部）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（平成 14 年 3 月 1 日付け財政部長通知）によると、「実績報告書は、交付申請書の内容についての結果の報告書であることから、的確に報告を求めること」とされ、「特に、補助事業等の効果、全体事業費、補助対象事業費等の実績については、必要により、それらを証する書類等の添付を求めること」とされている。</p> <p>しかしながら、千葉市公衆浴場組合補助金については、実績報告書の添付書類である収支決算書において、補助金額に影響はないものの、事業報告書に記載されている一部の補助事業費が未記載であるなど、全体事業費が報告されていなかった。</p> <p>市は、補助金の額の確定審査を適正に行われたい。</p>	<p>千葉市公衆浴場組合補助金については、平成 28 年度の実績報告から全体事業費を報告させ、補助金の額の確定審査を適正に行っている。</p>
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>イ アクティオ株式会社</p> <p>(ウ) 備品の管理を適正に行うべきもの（こども未来局こども未来部）</p> <p>千葉市物品会計規則第 29 条第 2 項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度 1 回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、子ども交流館にある備品については、貼付された備品票が組織改正以前のままとされており、備品明細一覧表との照合が行われていなかった。</p> <p>市は、規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。</p>	<p>子ども交流館にある備品については、管理する備品と備品明細一覧表を照合し、規則に基づき備品票の貼り替えを行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 財政援助団体</p> <p>ア 中央区ふるさとまつり実行委員会、花見川区民まつり実行委員会、稲毛区民まつり実行委員会、若葉区民まつり実行委員会、緑区ふるさとまつり実行委員会、美浜区民フェスティバル実行委員会</p> <p>(ア) 補助金に係る領収書等証拠書類の整備を適切に行うべきもの（緑区ふるさとまつり実行委員会）</p> <p>千葉県補助金等交付規則第 9 条によると、補助事業者等は、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、緑区ふるさとまつり実行委員会においては、会議に使用する食糧費として「部会の人数×2,000円」を各部長に対し事前に支払っているが、領収書等の提出を求めておらず精算処理が行われていないことから、用途の把握ができなかった。</p> <p>補助金交付団体は、補助金に係る領収書等証拠書類の整備について適切に行われたい。</p>	<p>平成 29 年度から各部長に対し行っていた事前支払を廃止するとともに、補助金に係る領収書等証拠書類の整備を適正に行っている。</p>
<p>(イ) 交付申請書に基づいた実績報告書を適正に作成すべきもの（稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各実行委員会）</p> <p>千葉県補助金等交付規則第 3 条第 1 項によると、補助金交付申請者は、補助事業等の目的及び内容を記載した申請書を市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>これに基づき、各区の実行委員会は、当該年度に実施するまつり事業を補助事業として交付申請し、これに対し、市は、事業内容等が適正であると認め補助金の交付決定をしている。</p> <p>しかしながら、実績報告の経費内訳について、納品書等により品名及び納</p>	<p>実績報告書については、平成 28 年度分から交付申請書に基づき適正に作成している。</p>

<p>品日を確認したところ、まつり事業に使用するものであるものの、次年度に実施するまつり事業に使用する物品が一部含まれていた。</p> <p>補助金交付団体は、交付申請書に基づいた実績報告書を適正に作成されたい。</p>	
<p>(ウ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの (花見川区、稲毛区、若葉区及び美浜区の各実行委員会)</p> <p>各区の自主企画事業補助金交付要綱第4条第1号によると、「事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。」とされている。</p> <p>しかしながら、各区の自主企画事業補助金(まつり事業)においては、経費の配分変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ区長の承認を得ていなかった。</p> <p>補助金交付団体は、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>経費の配分変更など補助事業の変更については、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行っている。</p>
<p>(エ) 補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行うべきもの(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各区役所)</p> <p>千葉県補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付を決定するに当たり、市長は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを調査するとされ、同規則第13条によると、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査するとされている。</p> <p>また、「補助金の執行事務の適正化について」(平成14年3月1日付け財政部長通知)によると、補助金の交付決定及び額の確定における補助金額の算定については、補助対象経費の項目及び項目毎の金額を明らかにす</p>	<p>補助金の交付決定及び額の確定審査については、下記のとおり補助金交付規則、財政部長通知及び補助金交付要綱に基づき適正に行っている。</p> <p>a 補助金額の算定について 平成28年度額の確定及び平成29年度交付決定においては、補助金交付要綱に定めてある補助対象経費の項目及び項目毎の金額を明らかにしたうえで、補助金額の算定を行っている。</p> <p>b 補助事業の目的及び効果について 平成28年度額の確定においては、補助事業の効果を、また、平成29年度交付決定においては、補助事業の目的及び効果を確認している。</p>

るとともに、「補助事業等の効果」に係る書類については、省略することなく、交付決定前及び確定通知前に補助金の効果を具体的に確認し、審査できるような具体的な数値化を求めることとされている。

しかしながら、各区の自主企画事業補助金（まつり事業）においては、次の事例が見受けられたが、補助金交付団体に対し書類の修正を求めることなくそのまま受理していた。

a 各区の自主企画事業補助金交付要綱では、別表に補助対象経費が定められているが、補助金の交付申請及び実績報告により提出された経費が、補助金交付要綱で定められている補助対象経費ではなく、各区の実行委員会が定めた事務費、会議費などの項目であった。

b 補助金交付申請書については補助事業等の目的及び効果が、また、実績報告書については効果が記載されていないものがあった。

市は、補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行われたい。

(オ) 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの（花見川区、稲毛区、若葉区及び美浜区の各区役所）

各区の自主企画事業補助金交付要綱第4条第1号によると、「事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。」とされている。

しかしながら、各区の自主企画事業補助金（まつり事業）においては、経費の配分変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ区長の承認を得ていなかった。

市は、補助金交付団体に対し補助金交付条件を遵守するよう指導するとともに、補助事業の変更に係る承認審査を適正に行われたい。

経費の配分変更など補助事業の変更については、平成28年度の実績報告が、補助金の交付条件を遵守し適正に作成されていることを確認している。

なお、平成29年度に自主企画事業補助金交付要綱を改正し、変更承認を必要とする基準を明示した。

<p>(カ) 補助金の交付決定の審査を適正に行うべきもの（美浜区役所）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、「交付決定にあたっては、必要により交付先団体の財政状況も審査の対象として、特に多額の余裕資金、前年度剰余金等有る団体については、必要に応じて補助金額の調整を行うこと。」とされ、「事前交付にあたっては、交付先団体の資金需要（自己資金の状況、前年度からの繰越金、補助対象事業の支払い予定等）を聴取の上、必要が認められる場合に事前交付すること」とされている。</p> <p>しかしながら、美浜区民フェスティバル実行委員会においては、前年度からの繰越金があったにもかかわらず、補助金交付申請額全額を事前交付していた。</p> <p>市は、補助金の交付決定の審査を適正に行われたい。</p>	<p>補助金の交付決定については、財政部長通知に基づき適正に行っている。</p>
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 富田町管理運営組合</p> <p>(ア) 収支予算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第22条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、収支予算書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。</p> <p>事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支予算書を適正に作成されたい。</p>	<p>収支予算書については、平成29年度分から千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>

(イ) 収支決算書を適正に作成すべきもの

千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものとするとしている。

しかしながら、収支決算書には、雑収入が未計上であったほか、一部の光熱水費と雑収入とが相殺して計上されていた。

事業報告書及び収支決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支決算書を適正に作成されたい。

収支決算書については、平成28年度分から千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。

(ウ) 個別修繕の通知等の手続きを適正に行うべきもの

千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第34条第2項によると、「指定管理者は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するとともに、当該通知をした日から10日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて市に提出して、当該修繕の実施について市と協議し、その承認を得たものについての個別修繕を実施するものとする。」とされている。また、同条第3項によると、「指定管理者は、前項の規定により実施した個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとする。」とされている。

しかしながら、富田都市農業交流センターの管理業務については、個別修繕が行われていたにもかかわらず、通知等の手続きが行われていなかった。

個別修繕の通知等の手続きについては、農業経営支援課長から富田町管理運営組合に対し、千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に行うよう指導した。

<p>指定管理者は、基本協定書に基づき個別修繕の通知等の手続きを適正に行われたい。</p>	
<p>(エ) 収支予算書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）</p> <p>千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第22条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、収支予算書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。</p> <p>事業計画書及び収支予算書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき収支予算書の確認を適正に行われたい。</p>	<p>平成29年度分の収支予算書については、千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成されていることを確認している。</p>
<p>イ 下田ふれあい交流施設管理運営組合</p> <p>(ア) 経費見積書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、経費見積書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。</p> <p>事業計画書及び経費見積書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費見積書を適正に作成されたい。</p>	<p>経費見積書については、平成29年度分から千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>

<p>(イ) 経費決算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第24条第2項によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る経費決算書を添付して市に提出するものとするとしている。</p> <p>しかしながら、経費決算書には、一部の光熱水費と雑収入とが相殺して計上されていた。</p> <p>事業報告書及び経費決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費決算書を適正に作成されたい。</p>	<p>経費決算書については、平成28年度分から千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>
<p>(ウ) 経費見積書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）</p> <p>千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、経費見積書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。</p> <p>事業計画書及び経費見積書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき経費見積書の確認を適正に行われたい。</p>	<p>平成29年度分の経費見積書については、千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成されていることを確認している。</p>

<p>ウ 中田市民農園管理運営組合</p> <p>(ア) 収支予算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、収支予算書には、管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。</p> <p>事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支予算書を適正に作成されたい。</p>	<p>収支予算書については、平成29年度分から千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>
<p>(イ) 経費決算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第24条第2項によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る経費決算書を添付して市に提出するものとするとしている。</p> <p>しかしながら、経費決算書には、一部未計上の収入や他の科目に合算して計上した支出などが見受けられた。</p> <p>事業報告書及び経費決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費決算書を適正に作成されたい。</p>	<p>経費決算書については、平成28年度分から千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>

<p>(ウ) アンケート調査結果報告書の提出を適正に行うべきもの</p> <p>千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第44条第2項によると、「指定管理者は、各月のアンケート調査の結果を集計して、集計したアンケート調査の結果及び当該結果についての指定管理者の分析、評価等を記載したアンケート調査結果報告書を当該月の翌々月に提出する月次事業報告書に添付して、市に提出するものとする。」とされている。</p> <p>しかしながら、アンケート調査結果報告書については、年度終了後に提出する事業報告書において報告されていたが、月次事業報告書に添付して提出されていなかった。</p> <p>指定管理者は、基本協定書に基づきアンケート調査結果報告書の提出を適正に行われたい。</p>	<p>アンケート調査結果報告書の提出については、平成29年度分から千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に行っている。</p>
<p>(エ) 収支予算書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）</p> <p>千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、収支予算書には、管理業務のうち自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。</p> <p>事業計画書及び収支予算書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき収支予算書の確認を適正に行われたい。</p>	<p>平成29年度分の収支予算書については、千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成されていることを確認している。</p>

<p>エ 千葉酪農農業協同組合</p> <p>(ア) 経費見積書を適正に作成すべきもの  千葉市乳牛育成牧場の管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、経費見積書には、管理業務のうち乳牛預託事業及び自主事業分が記載されていなかった。</p> <p>事業計画書及び経費見積書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費見積書を適正に作成されたい。</p>	<p>経費見積書については、平成29年度分から千葉市乳牛育成牧場の管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>
<p>(イ) 経費見積書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）</p> <p>千葉市乳牛育成牧場の管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、経費見積書には、管理業務のうち乳牛預託事業及び自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。</p> <p>事業計画書及び経費見積書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき経費見積書の確認を適正に行われたい。</p>	<p>平成29年度分の経費見積書については、千葉市乳牛育成牧場の管理に関する基本協定書に基づき適正に作成されていることを確認している。</p>